

掛川市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年11月13日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

掛川市長 松 井 三 郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員
1	弘法前線	高瀬字弘法前119-1	高瀬字弘法前111	新	6.00m～12.00m
				旧	3.50m～5.80m